

# 「石狩市いじめ防止基本方針の改定について」に 寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 平成29年11月1日（水）から平成29年11月30日（木）まで

【担当部局】 生涯学習部 教育支援センター

【意見提出者】 2人

【意見件数】 12件

【意見への対応】	採用	: 意見に基づき原案を修正するもの	2件
	不採用	: 意見を原案に反映しないもの	2件
	記載済	: 既に原案に盛り込まれているもの	5件
	参考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他	: ご質問・ご意見として伺うもの	3件

【意見の検討経過】 平成29年12月 1日～12月21日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成  
平成29年12月26日 「石狩市いじめ防止基本方針の改定」として教育委員会会議にて最終決定

「石狩市いじめ防止基本方針の改定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	<p>児童生徒に「他人が嫌がることはしない」という、大前提を徹底させる。</p>	記載済	<p>原案には、具体的ないじめの態様として「嫌なことを言われる」「嫌なことをされる」と明記した上で、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとしています。</p> <p>【記載済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 2、4(1)</li> <li>・第2章 1(2)①イ)</li> </ul>
2	<p>・「嫌なことをされた」「嫌なことをしているのを見た」場合の報告制度を構築する。                      (年数回のアンケートではなく、目安箱でもない。教職員等に直接報告させる。)                      (看過も罪であること、苛めの防止が正義であることを教える。)                      (報告を義務化、当たり前化し、「告げ口している」という感覚をなくす。)</p> <p>・嫌なことをされたことに対する「報復」を禁じる。報復せずに報告する。</p>	不採用	<p>児童生徒が教職員などに「いじめを受けた」「いじめを見た」と報告や相談をすることは大切ですが、そのことを制度や義務とすることは、道徳教育などを通して児童生徒が主体的にいじめを考え、いじめに立ち向かう心を養うという、本方針の基本的な方向には馴染まないものと思われます。</p> <p>こうした報告や相談は、強制されてではなく、自らの規範意識に沿って当然のこととして行うようにしていくことが大切であるとともに、そのための環境づくりが求められていると考えます。このことをさらに明確にするため、次のように原案を修正致します。</p> <p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章 2(3)本文(下線部追加)  <u>児童生徒に対しては、いじめに対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織に報告するなどの措置をとる重要性を理解させる。</u></li> <li>・第2章 2(3)②イ)(下線部追加)  <u>児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、交換ノートを活用等、いじめを訴えやすい環境を整えることにより、きめ細かな把握に努める。</u></li> </ul>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
3	苛めに加わることは「間違っただ仲間意識」であることを徹底教育する。	記載済	「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」との指導をすることや意識を共有することは原案に記載済みであり、これは単独・集団を問わないものです。 【記載済】 ・はじめに ・第1章 4 ・第2章
4	担任とともに携わる専門の教職員を複数配置し、全てにおいて2名以上で対応する。	記載済	専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、複数の教職員による組織的な対応については原案に記載済みです。 【記載済】 ・第2章 1 (2)①オ)、②ア)、③イ) ・第2章 2 (2)②、(3)③ア)・イ)
5	初期（からかい程度）の段階では、教職員（複数が見望ましい）と当事者でのディスカッションが有効だと考えられる。第三者は叱るのではなく諭す。 加害者には「自分は何とも思わない行為でも、それで傷つくひともいる。捉え方は人それぞれである。」ということ教える。 場合によっては、被害者とされた者の気にしすぎというケースもあり、その際は上記に重ねて被害者にも、時間をかけて、過敏でなくなれるような練習を行う。	その他	ご意見は、事案に対する個別具体的な対応方法に関する提言ですが、実際の事案においてはご意見のような対応も含め、事案の態様や当事者間の関係性などを考慮し、必要に応じて専門家も交えながら、様々な対応を行っています。
6	完全に苛めに発展した場合、被害者・加害者双方に対してカウンセリング等を行う。 加害者の「満たされていない部分」を浮き彫りにし、受け入れ方を教える。 被害者の「きっかけ」の受け入れ方、または改善可能ならば改善し、本人が強くなるよう促す。 (未来永劫誰かに守ってはもらえないので、本人の成長を図る。)	記載済	いじめに対する措置として、被害・加害双方に支援や指導を行うとともに、その際は必要に応じて児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有しているスクールカウンセラーなどの協力を得る旨、原案に記載済みです。なお、実際の事案に対しては、ご意見のような対応も含め、事案の態様や当事者間の関係性などを考慮し、様々な対応を行っています。 【記載済】 ・第2章 2 (3)②ウ)、③ア)・イ)

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
7	反省しないなど、悪質な場合、更正の余地なしの場合は警察案件にするなど毅然とした態度、罰を与える。	記載済	<p>犯罪行為として扱われるべきいじめや、児童生徒の生命・財産などに重大な被害が生じるおそれがあるなどの事案については、警察などの機関に相談し連携した対応を行うことを原案に記載済みです。</p> <p>【記載済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 2、4(5)</li> <li>・第2章 1(2)③ウ)・④ア)、2(3)④</li> </ul>
8	些細な案件であっても、対応したものについては教育委員会に報告し、氏名を伏せた上で事案を保護者に周知する。	採用	<p>些細な事案であっても、学校は、その背景にある調査を行い、いじめと判断した場合は市教委へ報告することになっており、次のように原案に追加致します。</p> <p>【修正】</p> <p>第2章 1(2)②ウ)として追加  <u>ウ) 定期的な状況把握</u>  <u>いじめの早期発見・早期対応を図るため、学校を通して児童生徒に対して、いじめの有無など定期的な調査を実施する。</u></p> <p>なお、保護者への周知について、学校は参観日や学級懇談会、学校便りなどを通じプライバシーに配慮しながら、いじめに関する情報を発信しています。</p> <p>【記載済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 4(2)(3)(4)</li> <li>・第2章 2(3)①カ)</li> </ul>
9	隠蔽等を行った場合の学校等に対するペナルティを厳罰化する。	不採用	<p>いじめの防止に向けた学校の取り組み内容は、学校の評価項目に位置付けられているとともに、教職員に隠蔽等が発覚した場合は、服務規律違反として法令に基づき厳正に対処することになりますが、このことは教職員の服務上のルールであり、本方針で取り扱う事柄ではないものと考えております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
10	しつこいくらいの周知により保護者の意識改革を促す。	採用	<p>第2章 2(3)①いじめの防止：カ) 保護者や地域に情報を発信する、を次のように修正致します。</p> <p>カ) 保護者や地域に情報を発信する。</p> <p>【修正前】 ・日頃の学校の取組内容を学校便りなどで伝える。</p> <p>【修正後】 ・日頃の学校の取組内容を<u>P T Aの会議、参観日、学級懇談会に加え、学校ホームページ、学校便りで周知するなど、保護者や地域への情報発信を徹底するよう努める。</u></p>
11	警官の学校巡回でいじめが無くなった、との報道があった。市も警察に巡回を依頼してみても如何か。	その他	<p>現在、学校からの要請に基づき、児童生徒の安全確保と非行防止等を支援する観点から、退職警官に校内巡視などにあたっていただいております。</p>
12	民生児童委員及び福祉関連の経験者を、民生児童委員の補佐員として任命するなどして活用するのは如何か。	その他	<p>社会福祉の立場から「子どもを取り巻く環境」に働きかけ、いじめなどの問題解決を図るスクールソーシャルワーカー(SSW)を市教委は任用しており、事案に応じSSWと民生委員・児童委員との連携強化に努めてまいります。</p>